

事業主 殿

公益社団法人 宮城労働基準協会長
(公印省略)

産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育の開催について

労働安全衛生法の規定により、産業用ロボットの教示等の業務に労働者を就かせるときは、事業者は所定の特別教育を行わなければならないことになっております。

当協会では、宮城労働局長の登録教習機関として、事業者に代わり標記教育を下記により開催いたしますので、この機会に多数受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 開催日時 **令和 6年 5月 28日(火)** 9時00分～17時45分
- 開催場所 **大崎輸送サービスセンター**〔大崎市古川稲葉字鴻ノ巣118〕
- 対象者 安全衛生特別教育規定を満たすため、産業用ロボットの操作の方法1時間以上および産業用ロボットの教示等の作業の方法2時間以上の実技教育を修了した方
《ご注意》証明欄の事業主印は、証明事業所の「代表取締役之印」を使用の事。【個人印不可】
- 講習料 会員 **10,780円【受講料 8,800円・テキスト代 1,980円】**(10%消費税含む)
(10%対象、税抜額 9,800円・消費税額 980円)
一般 **13,530円【受講料 11,550円・テキスト代 1,980円】**(10%消費税含む)
(10%対象、税抜額 12,300円・消費税額 1,230円)
- 適格請求書の発行について
お申込みを頂いた方へお送りします「請求書(講習料のご案内について)」は、適格請求書の要件を満たしております。
- 受付開始日 **令和 6年 3月 28日(木)** より受付を開始します。
定員50名(先着順) 又は 令和6年5月7日(火) で締め切ります。
- 申込先 〒989-6117 大崎市古川旭4丁目3-24 大崎建設産業会館3階
公益社団法人 宮城労働基準協会古川支部 ☎0229-23-2257
- 申込み方法
①申込書原本をお送りください。**【FAX・窓口受取不可】**
②申込書が届き次第、「請求書(講習料のご案内について)」をFAXにてお知らせいたします。
③入金確認後、受講票・会場略図をお送りいたします。(テキストは当日渡し)
●講習料のお支払方法は、『**口座振込み**』のみとなります。(振込手数料はご負担願います)
※申込み後の取消し又は受講者の都合で欠席した場合は、講習料の返金はいたしません。
- 全科目を修了された方には、
『産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育修了証』を当日交付いたします。
- その他
◇**遅刻は、いかなる理由があっても認めることが出来ませんので時間厳守**でお願いします。
なお、**遅刻された方は欠席扱いとなり受講できません**のでご注意ください。
◇筆記用具を持参してください。昼食・飲み物は各自ご準備ください。(会場に自販機なし)
◇**上履き(スリッパ等)を必ずお持ちください。(会場にスリッパはありません)**

